

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 30 年 3 月 23 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700215号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1700027号

第1 結論

昭和40年4月から昭和43年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年4月から昭和43年9月まで

私は勤務していた職場の同僚から国民年金の加入を勧められ、長男が小学校の4年生になる時(昭和40年4月)に、A市役所B支所(現在は、同市役所B出張所)で国民年金の加入手続を行い、C市に転居(昭和43年10月)する前までの請求期間の国民年金保険料を同支所において毎月継続して現金で納付していた。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、請求者の夫は厚生年金保険の被保険者であることから、請求期間は国民年金の任意加入対象期間となるどころ、オンライン記録によると、請求者は、請求期間後の昭和44年11月17日にC市において国民年金の任意加入被保険者資格を取得したことにより初めて国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されていることが確認できることから、請求期間は、国民年金の任意未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索の結果、請求期間当時、A市において請求者に記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、昭和40年4月にA市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月継続して納付していたと主張していたものの、請求期間の国民年金の加入手続の時期、加入手続を行ったのが自身又は夫であったか、保険料納付開始時期及び納付した保険料額は分からないと陳述していることから、請求期間の国民年金の加入手続状況及び保険料の納付状況が不明である。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをう

かがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。